

平成 29 年 11 月 15 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

血液製剤の安全性の向上及び安全供給の確保を図るための 基本的な方針第八に定める血液製剤代替医薬品について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長

横 倉 義 武

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な
方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬・生活衛生局長より各都道府県知事に対し、標記の通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がありました。

血液製剤については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）の全部を改正する件について」（日医発第 416 号（地 I 93）。以下「基本方針」通知という。）を平成 25 年 8 月 1 日付にて、また、血液製剤代替医薬品に関しては、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（日医発第 767 号（地 I 197）。以下「旧通知」という。）を平成 28 年 10 月 5 日付にて貴会宛に送付いたしました。

本件は、新薬「遺伝子組換え第Ⅷ因子製剤（ロノクトコグ アルファ（遺伝子組換え）」が承認されたことに伴い、基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱いについて、旧通知を廃止し、別添のとおり定めることを都道府県知事に対して通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知のほどよろしくお願ひ申し上げます。

別添

薬生発 0927 第 1 号
平成 29 年 9 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な
方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

血液製剤代替医薬品の安全対策については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 25 年厚生労働省告示第 247 号。以下「基本方針」という。）第八の一において、基本方針第六に示した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく規制を適用することとされており、当該血液製剤代替医薬品の取扱いについては、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」（平成 28 年 9 月 28 日付け薬生発 0928 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において定められているところです。

今般、新薬（遺伝子組換え第Ⅷ因子製剤（ロノクトコグ アルファ（遺伝子組換え））が承認されたことを踏まえ、基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱いについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくもののほか、下記のとおりとしますので、御承知おき下さい。

記

1 基本方針第八に定める血液製剤代替医薬品の安全対策に関する取扱い

- (1) 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅷ因子製剤（エプタコグ アルファ（活性型）（遺伝子組換え））、遺伝子組換え血液凝固第Ⅷ因子製剤（ルリオクトコグ アルファ（遺伝子組換え）（人血清アルブミンを含有するものを除く。））、ツロクトコグ アルファ（遺伝子組換え）、エフラロクトコグ アルファ（遺伝子組換え）、ルリオクトコグ アルファ ペゴル（遺伝子組換え）、オクトコグ ベータ（遺伝子組換え）、ロノクトコグ アルファ（遺伝子組換え）、遺伝子組換え血液凝固第Ⅸ因子製剤（ノナコグ アルファ（遺伝子組換え）、エフトレノナコグ アルファ（遺伝子組換え）、ノナコグ ガンマ（遺伝子組換え）、アルプトレペノナコグ アルファ（遺伝子組換え））、遺伝子組換え血液凝固第ⅩⅢ因子製剤（カトリデカコグ（遺伝子組換え））、遺伝子組換え人アンチトロンビン製剤（アンチトロンビン ガンマ（遺伝子組換え））については、用法、効能及び効果について代替性のある特定生物由来製品（血液製剤）が存在するため、医療現場における混乱を避ける観点から、以下のように取り扱うことが求められる。

ア 基本方針第六に定める血液製剤の安全性の向上に関する事項について、特定生物由来製品と同様に以下の通り取り扱うこと

- ・ 製造販売業者等及び医療関係者は、必要な事項について記録を作成し、保存すること
- ・ 医療関係者は、その有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者又はその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その理解と同意を得るよう努めること

イ 医療関係者が適切かつ十分な説明を行うことができるよう、当該製剤の添付文書は、特定生物由来製品の添付文書の記載に準じたものとする

- (2) 遺伝子組換え型人血清アルブミン製剤については、製造販売の承認に当たり、当該製剤のピキア酵母に対するアレルギー様症状発現の懸念が完全には否定できないことを患者に対して説明し、理解を得るよう努めることとされていること。

2 通知の廃止

平成 28 年 9 月 28 日付け薬生発 0928 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について」は廃止する。

3 施行時期

本通知は、発出日から適用すること。